

令和6年4月24日
内閣府経済社会総合研究所
国民経済計算部

1. 令和6年能登半島地震に伴う対応

令和6年能登半島地震の影響について、基礎統計を通じて十分に反映することが困難と考えられるものを可能な範囲で調整するため、以下の対応を行う。

（1）供給側推計¹

供給側推計のうち、「建設」（「木造建築」及び「非木造建築」）について、令和6年能登半島地震による影響の大きかった地域²（以下「対象地域」という。）における建築工事の進捗に影響が出ていると考えられることから、被災状況を踏まえ、一定期間（2週間程度）、対象地域における建築工事は進捗されなかったものとみなして推計する。具体的には、「建設総合統計」（国土交通省）における建築の1月値に、「1－（「建設総合統計」の建築における2022年度出来高ベースでの全国に占める被災地域分の割合×14/31）」を乗じて推計する。

（2）民間最終消費支出

民間最終消費支出のうち、国内家計最終消費支出の並行推計項目について、需要側推計値は、「家計統計」（総務省）、「家計消費状況調査」（総務省）により推計した一世帯当たりの品目別消費支出に、世帯数を乗じて求めた補助系列により推計している。2024年1－3月期分の国内家計最終消費支出については、「人口推計」（総務省）による人口から、令和6年能登半島地震による死者及び避難者数（令和6年能登半島地震非常災害対策本部会議資料により推計）を控除し、「国勢統計」（総務省）をベンチマークとした一世帯当たり人員で除することで求めた世帯数を乗じて推計する。

また、持ち家の帰属家賃を含む住宅賃貸料については、「建築物着工統計」（国土交通省）及び「建築物滅失統計」（国土交通省）により延長推計した床面積に「消費者物価指数」（総務省）及び「住宅・土地統計」（総務省）により延長推計した家賃単価を乗じることで求めているが、そのうち床面積については、令和6年能登半島地震非常災害対策本部会議資料における住宅被害の件数等を用いて、今回の震災による滅失分の床面積を推計し、同値を控除することで推計する。

（3）民間住宅

民間住宅（建設補修（改装・改修）及び不動産仲介手数料以外、以下同じ）は、まず全住宅投資を推計し、公的住宅を控除して求める。全住宅投資は、「建築物着工統計」における居住専用、居住産業併用別の工事費予定額を、構造別に進捗ベースに転換する等により推計している。令和6年能登半島地震により、対象地域における住宅建設工事の進捗に影響が出ていると考えられることから、被災状況を踏まえ、一定期間（2週間程度）、対象地域における住宅建設工事は進捗されなかったものとみなして推計する。具体的には「建築物着工統計」の県別の居住専用、居住産業併用別の工事

¹ 供給側推計の3か月目の補外については、2022年10-12月期1次QEより、業界統計等の利用を拡大しており、従来のように、1次QEの出荷額推計において、基礎統計の制約から最初の2か月の値を用いて3か月目の値を補外推計している品目は限られることから、「建設」（「木造建築」及び「非木造建築」）についてのみ対応を行う。

² 北陸3県（富山県、石川県、福井県）のうち、震度6弱以上を記録した市町村とする。

費予定額を用い、対象地域分について進捗ベースに転換し、そのうちの1月分の推計値に14/31を乗じた値を、1-3月期の全国の推計値から控除する。こうして求めた全住宅投資から、公的住宅を控除することで、民間住宅を求める。

(4) 公的固定資本形成

公的固定資本形成（研究・開発、防衛装備品、ソフトウェア、建設補修（改装・改修）、娯楽作品原本及び鉱物探査・評価以外）は、「建設総合統計」（国土交通省）（出来高ベース・公共（建築及び土木））を用いて延長推計している。令和6年能登半島地震により、対象地域における建築工事の進捗に影響が出ていると考えられることから、被災状況を踏まえ、一定期間（2週間程度）、対象地域における建築工事は進捗されなかったものとみなして推計する。具体的には、「建設総合統計」における建築の1月値に、「1-（「建設総合統計」の建築（居住用、非居住用）における2022年度出来高ベースでの全国に占める対象地域分の割合×14/31）」を乗じて推計する。

また、応急仮設住宅分については、「応急仮設住宅の進捗状況について」（石川県）により示されている整備戸数等を用いて推計し、公的固定資本形成に計上する。

2. うるう年対応について

供給側推計の3月値の補外推計に際しては、本年2月値にうるう年の影響が生じていると考えられる品目（「そう菜・すし・弁当」「道路輸送」「郵便・信書便」）について、本年の計数に28/29を乗じたものを用いて対応する。

3. デフレーター推計における「消費者物価指数」（外国パック旅行費）の調整について

デフレーター推計に用いている、「消費者物価指数」（総務省）の「外国パック旅行費」については、2021年1月分結果以降、2020年同月分の指数を代入して補完する対応がとられ、2024年1月分結果以降は従来どおりウェブスクレイピングにより収集した価格を用いた作成方法となっている。このため、同指数の2024年1月分結果は、2021年からの補完期間中の変化が積み重なった結果となっていることから、補完期間である2021年1月から2023年12月について、次の方法で調整を行う。

まず、2023年3月から同年12月については、総務省の物価指数研究会（第24回）³で示された、ウェブスクレイピング結果による試算値を用いる。2021年1月から2023年2月までは、「外国パック旅行」の価格全体に対する影響度が大きい航空費用の価格指数の前年同月比をもとに補外推計する。航空費用の価格指数としては、「企業向けサービス価格指数」（日本銀行）の「国際航空旅客輸送」を用いる。

また、デフレーター推計において消費者物価指数の総合指数を用いている品目については、こうして調整した「外国パック旅行費」を反映した指数を用いる。

調整した指数は、2021年1-3月期以降の推計に遡及して反映する。

4. 季節調整

新型コロナウイルス感染症の影響を考慮して設定してきた異常値処理のダミー変数は、2023年7-9月期四半期別GDP速報（2次速報値）以降、速報期間である2023年1-3月期以降の期間に

³ 物価指数研究会（第24回）書類番号1（令和6年2月6日）参照。
(<https://www.stat.go.jp/info/kenkyu/cpi/pdf/024-1.pdf>)

ついて、統計委員会国民経済計算体系的整備部会における議論⁴を踏まえ、当面の間、外れ値の判定に用いる信頼区間を95%から99%に変更したうえで加法型異常値処理のダミー変数を設定する⁵。設定したダミー変数については、毎回の四半期別GDP速報の公表時に併せて公表する。

なお、速報期間（2023年1－3月期以降）の処理は、暫定的な処理であり、この手法により設定したダミー変数の取り扱いについては、2023年国民経済計算年次推計を反映する2024年7－9月期四半期別GDP速報（2次速報値）において、再度検証する⁶。

5. 新型コロナワクチンの供給及びその接種について

2021年2月より日本への供給及び接種が開始された新型コロナワクチンについては、2021年1－3月期以降と同様に、購入費用はその供給時点において政府最終消費支出（中間投入）に、接種費用は接種時点において政府最終消費支出（現物社会移転（市場産出の購入））に記録する。具体的には、表1の対応を行う。

（表1）

需要項目	対応
政府最終消費支出（中間投入）	ワクチンの確保に要する予備費等に基づき、メーカーとの総契約見込回数 ⁷ とワクチンの供給予定回数 ⁸ から当期のワクチンの購入費用を推計。
政府最終消費支出（現物社会移転（市場産出の購入））	ワクチンの接種単価と当期の接種実績回数 ⁹ から接種にかかる医療費を推計。

6. R&D（研究・開発）の産出額について

R&Dの市場生産者分の産出額は、直近の第一次年次推計値をベンチマークとしつつ、直近で利用可能となる「全国企業短期経済観測調査」（短観）（日本銀行）における研究開発投資額等に基づき推計を行っている。

今期の四半期別GDP速報における2023年度中の各四半期におけるR&Dの産出額（市場生産者

⁴ 統計委員会第35回国民経済計算体系的整備部会 資料2（令和5年10月30日）参照。

（https://www.soumu.go.jp/main_content/000909145.pdf）

⁵ 2022年7－9月期四半期別GDP速報（2次速報値）以降、速報期間である2022年1－3月期以降の期間について、先験的な形では設定せず、各速報推計時点で、X-12-ARIMAの予測系列から外れ値となる場合に暫定的なダミーを設定していた。具体的には、2022年1－3月期以降の各期において、その前期を起点とした予測系列で95%信頼区間を外れた場合に、加法型異常値処理のダミー変数を設定していた。

⁶ 各期の2次速報値の推計において設定した異常値処理は、原則として、2024年7－9月期四半期別GDP速報（1次速報値）までは変更しない。2023年10－12月期四半期別GDP速報（2次速報値）において設定した速報期間（2023年1－3月期以降）のダミー変数については、2023年10－12月期四半期別GDP速報（2次速報値）「結果の概要」資料を参照。

（https://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/data/data_list/sokuhou/files/2023/qe234_2/pdf/gaiyou2342.pdf）

⁷ （米）ファイザー社、（英）アストラゼネカ社、（米）モデルナ社、（米）ノババックス社、（日）第一三共との契約見込回数

⁸ 厚生労働省にヒアリングして得られた供給予定回数

⁹ 厚生労働省「新型コロナワクチンの接種回数について」

（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/yobou-sesshu/syukeihou_00002.html）

分計)の推計値は、表2のとおりとなる¹⁰。

(表2) 市場生産者(民間企業・公的企業合計)分のR&D産出額

年度／四半期	金額 (兆円)	対前年度(同期)比 伸び率(%)
2023年度	17.6	5.4
4-6月期	4.2	5.4
7-9月期	4.3	5.4
10-12月期	4.4	5.4
1-3月期	4.6	5.4

(注) 名目、控除可能な消費税額を含むグロス値。四半期は原系列。

7. 「毎月勤労統計調査」における変更等を受けた対応

「毎月勤労統計調査」(厚生労働省)においては、2024年1月に、標本事業所の部分入替えに加え、産業・規模別の賃金等の集計値を積み上げる際のウェイトに用いられる母集団労働者数の更新(ベンチマーク更新)が行われている¹¹。

これを受け、雇用者報酬推計においては、その推計に用いている「毎月勤労統計調査」の賃金データについて、2024年1月時点での新旧データを用い、同月と2023年12月の段差が生じないように接続して推計を行う。

(以上)

¹⁰ 非市場生産者(民間企業設備のうち対家計民間非営利団体分、公的固定資本形成のうち一般政府分)の2023年度のR&D産出額の推計値は、2023年7-9月期四半期別GDP速報(2次速報値)時点から変更はない。推計値については、『2023年7-9月期四半期別GDP速報(2次速報値)』に係る利用上の注意について(令和5年11月28日)の表3を参照。

(https://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/data/reference1/siryoku/2023/pdf/announce_20231128.pdf)

¹¹ 厚生労働省「毎月勤労統計調査(全国調査)の令和6年1月分調査結果の公表(ベンチマーク更新等)について」(令和6年3月15日)

(<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/dl/maikin-announcement-20240315.pdf>)

「毎月勤労統計調査におけるベンチマーク更新等(令和6年1月分調査)の対応及び影響について」(令和6年4月8日)

(<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/dl/maikin-kaisetsu-20240408.pdf>)